

白山市景観計画

手続の手引き

[鶴来新町通りまちなみ重点地区]

平成 23 年 4 月

最終更新：令和 4 年 4 月

石川県白山市

目 次

1. 手続きの流れ ······	1
2. 鶴来新町通りまちなみ重点地区の区域 ······	4
3. 届出等が必要な行為 ······	5
(1) 届出等対象行為 ······	5
(2) 届出等の対象外となる行為 ······	6
(3) 届出等対象行為の解説 ······	7
4. 景観形成基準の解説 ······	8
(1) 景観形成基準 ······	8
(2) 基準の解説 ······	10
5. 様式等 ······	12
(1) 様式 ······	12
(2) 添付図書 ······	12
(3) 提出部数 ······	13
6. お問い合わせ・事前相談先 ······	23

<改訂履歴>

- | | |
|-------------------|--|
| ・ 2016(H28). 4. 1 | 電気通信事業法の改正に伴う届出対象工作物の変更 (P. 5) |
| ・ 2017(H29). 4. 1 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う号ずれの修正 (P. 9、P. 21) |
| ・ 2019(R1). 5. 1 | 改元に伴う様式変更 (P. 19) |
| ・ 2022(R4). 4. 1 | 押印廃止に伴う様式変更 (P. 14～17、P. 19) |

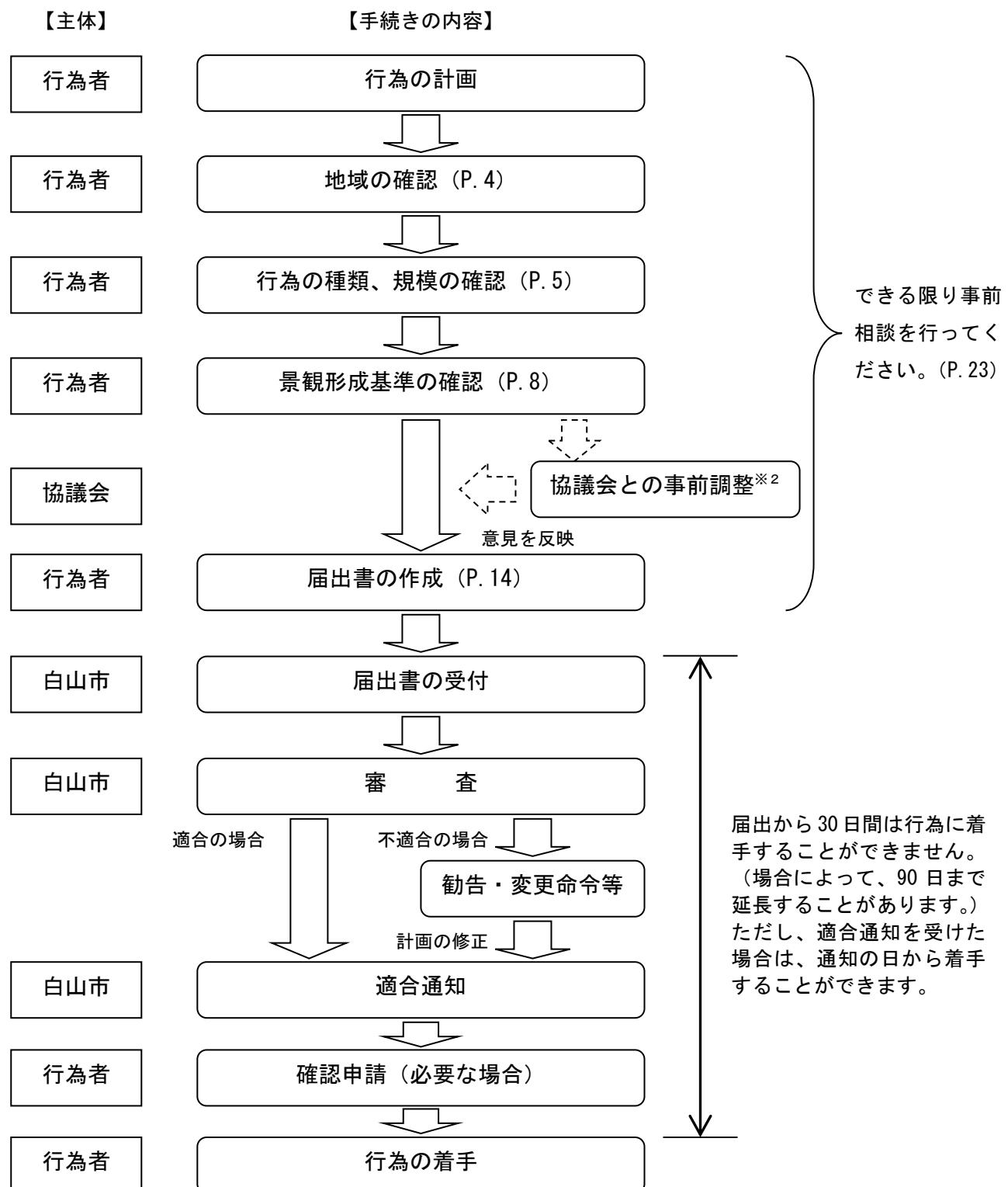
1

手続きの流れ

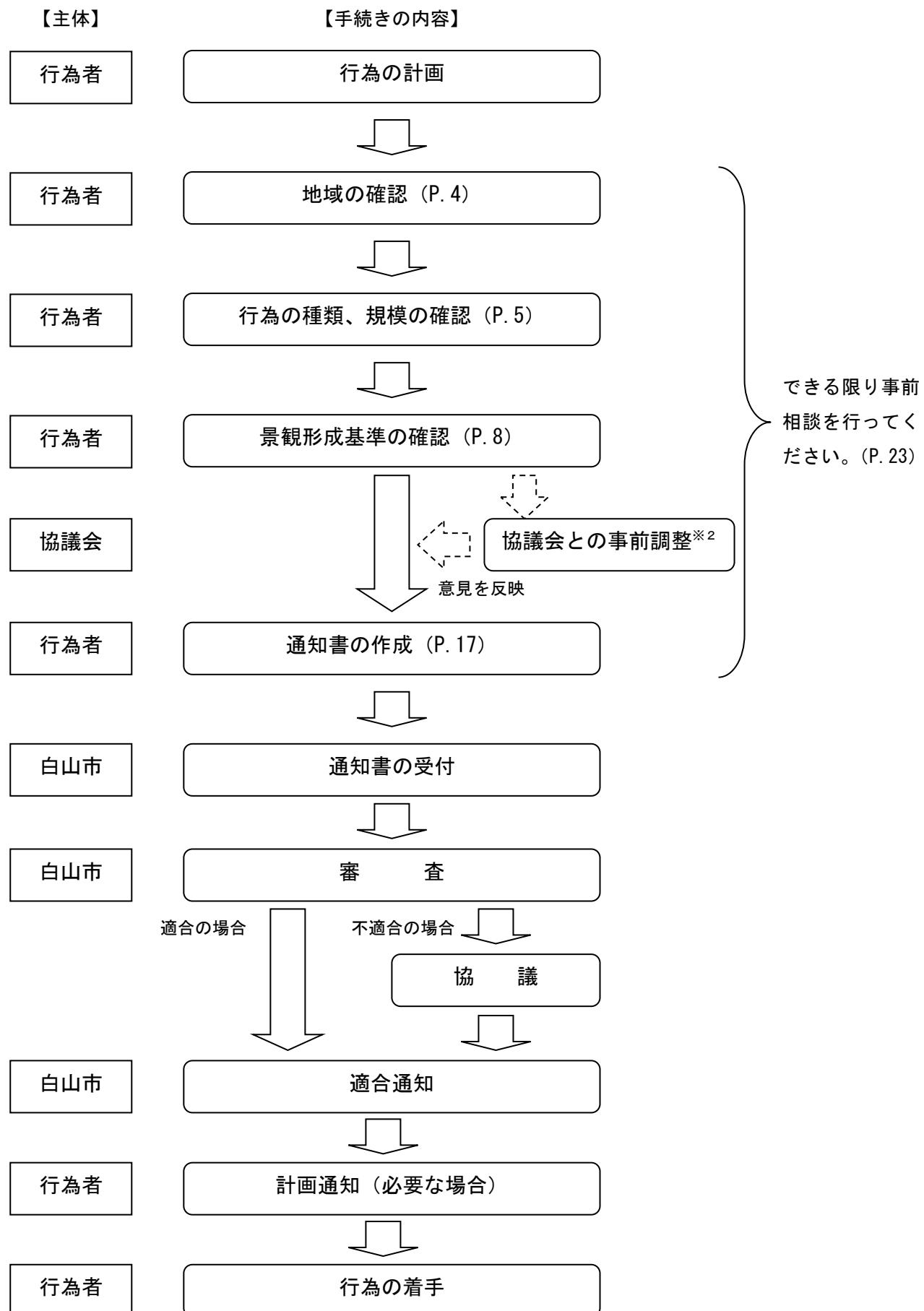
白山市景観計画の区域内では、地域に応じて、一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出又は通知^{*1}（以下「届出等」という。）が必要です。

※1 国、県又は、その他市町が行為を行う場合は通知となります。

1) 届出の場合



2) 通知の場合（行為者が国又は石川県の場合）

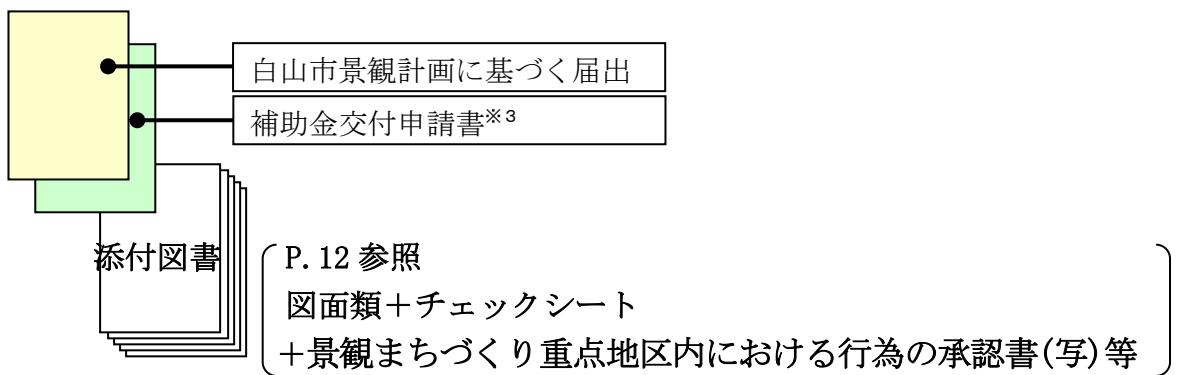


※2 協議会との事前調整：

重点地区内における行為については、事前に景観まちづくり協議会と事前調整が必要となります。

協議会に「景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号）」と添付書類を提出し承認を得ていただきます。

3) 届出・申請等の申請イメージ



※3 補助金交付申請に際して

まちなみ景観形成基準に即して、新築、改築等をされる際は、「景観まちづくり事業」の補助金対象となり得ます。予め、都市計画課にご相談ください。

鶴来新町通りまちなみ重点地区の区域

鶴来新町通りまちなみ重点地区では、白山比咩神社の門前町として発達した面影を残しているほか、旧鶴来街道は、古くから平野部と山間部の人や物が行き交う主要な道路として利用されており、その盛んであった面影を残す地区として、住民が主体となり、地域の特性を生かした独自の基準を定めています。

対象区域は、下記の区域です。

【まちなみ重点地区区域図】

◆鶴来新町通りまちなみ重点地区



※詳細の図面については、白山市担当課で閲覧できます。

まちなみ重点地区

本市の地域特性を生かし、伝統的住環境の保全及び新たなまちなみの創出を図ることにより、魅力あふれるまちなみの整備及び快適な生活環境を推進する地区を「まちなみ重点地区」として位置付けます。

3

届出等が必要な行為

(1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更（建築物の建築等）	すべて
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更※（工作物の建設等）	すべて
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が 1,500 m ² を超えるもの

※工作物が建築物と一体となって設置される場合、地盤面からの合計高さを規定高さとする。

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事
増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事
移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

【届出等の対象となる工作物】

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお、架空電線路用、電気事業者の保安通信設備用除く）
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁
- ⑥ 乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ⑪ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- ⑫ 築造面積が 300 m²を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- ⑬ 門、塀その他これらに類するもの

注：道路附帯施設（道路標識、街路灯など）は、工作物に含まれません。

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行 為 の 種 類	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1項第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第1項第2号
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	政令第8条第1項第4号イ
仮設の建築物の建築等	条例第12条第4項第1号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10m ² 以下のもの	規則第6条第3項第1号
建築物等の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10 m ² 以下のもの	規則第6条第3項第2号
工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが、1.5m以下のもの	規則第6条第3項第3号

※ 法 : 景観法

政令 : 景観法施行令

条例 : 白山市景観条例

規則 : 白山市景観条例施行規則

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	行 為 の 種 類	根拠条項※
自然公園法	国立公園内における公園事業の認可	規則第6条第1項第1号
	国立公園内の特別地域、特別保護地区における行為の許可	
	上記地域・地区において国等が行う行為の協議	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	自然環境保全地域の特別地域における行為の許可	規則第6条第1項第2号
	上記地域において国等が行う行為の協議	
	県立自然公園内における公園事業の認可	
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可	政令第10条第1項第3号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意	
	重要文化財の修理の届出	規則第6条第1項第3号
	史跡名勝天然記念物の修復の届出	
	重要文化的景観の現状変更等の行為に係る届出	

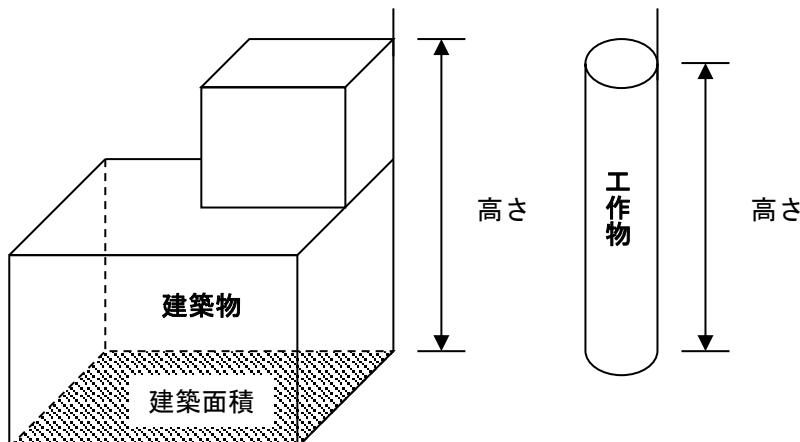
法令等	行 為 の 種 類	根拠条項※
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	規則第6条第1項第4号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出	
白山市文化財保護条例	市指定有形文化財及び市指定記念物の復旧、修理又は保全の届出	規則第6条第1項第5号
	市指定有形文化財及び市指定記念物の現状変更の行為許可	
白山市伝統的建造物群保存地区保存条例	保存地区内における建築物等の新築、増築、改築、外観の変更等の行為許可	規則第6条第1項第6号
屋外広告物	屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例に適合する屋外広告物の表示等	政令第10条第1項第4号

3) 次に掲げる行為

- ・非常災害のための必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
- ・その他景観法第16条第7項に掲げる行為

(3) 届出等対象行為の解説

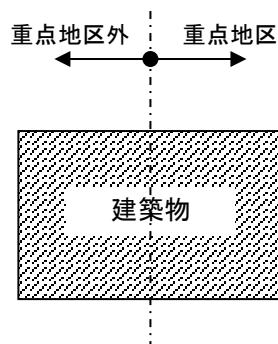
■ 建築物等の面積及び高さ



※高さは、地盤面から搭屋等を含む最高部まで(ただし、避雷針等軽微なものを除く)

■ 行為が複数の区域にまたがる場合（建築物の場合）

行為が重点地域の内外にわたる場合は、すべての建築物が届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



4

景観形成基準の解説

建築物の建築等の行為が周辺の景観と調和するよう、景観形成基準を次のとおり定めます。

(1) 景観形成基準

【鶴来新町通り】（まちなみ景観形成基準）

項目	まちなみ景観形成基準	
建築物等に関する事項		
位置	• 建築物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。	
高さ	• 通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。	
形態 意匠	屋根	• 屋根形状は切妻・平入りを基本とする。
	色彩	• 原色を避け、周辺のまちなみと調和に配慮する。
材料	• 素材は、高質で自然な感じが伝わるものとし、周囲のまちなみ景観とも調和するよう配慮する。	
門扉・垣	• 門・柵・扉・垣は、建物と一体感のあるデザインとし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。	
設備	• 屋外の設備機器は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。	
その他	• 車庫は、シャッターを木製またはこれに類するものとする。	
土地利用に関する事項		
駐車場	• 屋外駐車スペースは、沿道から見えないよう、垣または柵・生垣等により遮蔽する。	

【鶴来新町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準
建築物等に関する事項	
建物用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる建築物等を建築してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項各号に定めるキャバレー等、ナイトクラブ等、低照度の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等（ただし、待合、料理店、カフェーを除く）、ぱちんこ屋等、スロットマシーン、テレビゲーム店等その他これらに類するもの。 2) 同法第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」の店舗等（俗称「ラブホテル」等）。 3) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定する勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これに類するもの。
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置する場合は、建築物の外観、色彩及び周囲のまちなみとの調和に配慮し、かつ、一個所にまとめる。特に、個人の営利を重視し、まちなみの見通しや連続性を著しく妨げたり、歩行に支障を来すおそれのあるものは設置しない。 ● 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。 ● 時間の経過とともに劣化や退化することなく、味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。 ● 屋外駐車場の案内・サインは1m²以内とする。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。

【鶴来新町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準
土地利用に関する事項	
空き地・空き家の処置	<ul style="list-style-type: none"> ● 都合により当該建築物または敷地を空き家または空き地とする場合、事前（概ね3か月）にまちなみ委員会※に届け出、必要に応じて今後の活用方策等の協議を行う。
その他	
半公共空間（沿道空間）の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 半公共空間には、できるだけ、屋外アートを配置するように努める。 ● 自宅または自事業所等前の街路灯・ストリートファニチャー（街具）は、できる範囲で清掃し、破損等の異常事態を発見した場合は、至急、まちなみ委員会に報告する。 ● 自宅または自事業所前の沿道空間は、清掃を怠らず、ゴミや汚物等の放置をしない。 ● 自宅または自事業所等が有する沿道の植栽は、ゴミの放置、枯葉などのないよう、まちなみ修景に最小限の手入れを行う。
賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● まちなみ委員会が主催・共催するまちづくりイベントには、積極的に参加、協力する。 ● 個人の利益のため、近隣に不快感を与えるような営業活動等は行わない。

※ まちなみ委員会：まちなみ形成に取り組む住民組織（鶴来新町通り地区）

(2) 基準の解説

1) まちなみ景観形成基準

- ・高さ

通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。

【解説】

伝統的なまちなみを特徴ついている地区であることから、周辺と突出しないように高さを揃えるなどの配慮が必要です。また、背後の山並みは、その地域の景観のひとつであり、建築物の高さを統一した高さとすることで、山並みの景観を著しく阻害しないように配慮が必要です。

- ・形態・意匠（設備）

屋外の設備機器は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。

【解説】

伝統的なまちなみを特徴ついている地区であることから、エアコンの屋外機などは、できるだけ通りから直接見えない位置に設置するなどの配慮が必要です。通りに面し設置する場合は、目隠しを設けるかまちなみと調和した色彩に合わせるなどの配慮が必要です。

◆鶴来新町通りまちなみ重点地区整備イメージ



5

様式等

(1) 様式

- ・景観計画区域内における行為の届出書（市規則別記様式第1号）・・・・・・P.14
- ・景観計画区域内における行為の変更届出書（市規則別記様式第2号）・・・P.16
- ・景観計画区域内における行為の通知書（市規則別記様式第3号）・・・・・・P.17
- ・景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号）・P.19
- ・チェックシート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.20

(2) 添付図書

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500 分の 1 以上
	配置図	1. 方位 2. 敷地・建築物等の形状及び寸法（求積図） 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類、高さ及び本数 6. 外構施設の位置、材料及び面積 7. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 100 分の 1 以上
	立面図	1. 各面の方位及び寸法（外観面積） 2. 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩	彩色及びマンセル値を表示 縮尺 50 分の 1 以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	1. 景観まちづくり重点地区内における行為の承認書の写し 2. 参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
開発行為（都市計画法第4条第12項）	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500 分の 1 以上
	現況図	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の現況及び地形 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 断面図に係る断面の位置及び方向 6. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 2500 分の 1 以上
	土地利用計画図	1. 方位 2. 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3. 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4. 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	縮尺 2500 分の 1 以上
	断面図	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面	縮尺 1000 分の 1 以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	1. 景観まちづくり重点地区内における行為の承認書の写し 2. 参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

（3）提出部数

正本、副本各 1 部

※行為者に適合通知書をお渡しする際、適合通知書に副本を添付してお渡しします。

様式第1号（第5条関係）

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年　月　日

(宛先) 白山市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

		地名及び地番		白山市		
1 行為の場所		地域の別		<input type="checkbox"/> 重要地域 (<input type="checkbox"/> 特別地域) () <input type="checkbox"/> 重点地区 ()		
2 届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容		新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		用 途				
		区 分		届出部分	既存部分	合 計
		敷地面積		m ²	m ²	m ²
		建築面積		m ²	m ²	m ²
		延べ面積		m ²	m ²	m ²
		外観面積		m ²	m ²	m ²
		高 さ		m	m	m
		色 彩	外 観	色相 () / 明度 () / 彩度 ()		
			屋 根	色相 () / 明度 () / 彩度 ()		
許可等を取得する他法令の名称						
		内 容		新設・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
(2)工作物の建設等		種 類				
		区 分		届出部分	既存部分	合 計
		敷地面積		m ²	m ²	m ²
		高 さ		m	m	m
		色 彩		色相 () / 明度 () / 彩度 ()		
		許可等を取得する他法令の名称				
(3)開発行為		開 発 面 積	擁壁又は法面の高さ及び長さ			
		m ²		高さ m	長さ m	
		許可等を取得する他法令の名称				

(裏)

3 その他の参考事項				
4 景観形成のために特に配慮した事項				
5 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6 届出内容の照会先	住 所			
	氏 名		電話	() -
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勧 告	公 表	変更命令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 2 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年　月　日

(宛先) 白山市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

景観法第16条第2項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		年　月　日　第　　号		
2 行為の場所		地名及び地番	白山市	
		地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（　　） <input type="checkbox"/> 重点地区（　　）	
3 設計又は施行方法の変更の概要		変更前	変更後	
4 変更理由				
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勧告	公表	変更命令
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

備考

- 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- ※欄は、記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）

(表)

景観計画区域内における行為の通知書

年　月　日

(宛先) 白山市長

通知者 住 所

氏 名

電話番号

白山市景観条例第12条第2項後段の規定により関係図書を添えて通知します。

1 行為の場所		地名及び地番	白山市			
		地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ <input type="checkbox"/> 重点地区（ ））			
2 通知対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
		用 途				
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		外観面積	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m	m	
		色 彩	外 観	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）		
			屋 根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）		
許可等を取得する他法令の名称						
(2)工作物の建設等		内 容	新設・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
		種 類				
		区 分	通知部分	既存部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m	m	
		色 彩	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
許可等を取得する他法令の名称						
(3)開発行為		開 発 面 積	擁壁又は法面の高さ及び長さ			
			m ²	高さ m	長さ m	
		許可等を取得する他法令の名称				

(裏)

3 その他の参考事項					
4 景観形成のために特に配慮した事項					
5 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
6 通知内容の照会先	住 所				
	氏 名		電話	()	—
※受付欄					

備考

- 1 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書

令和 年 月 日

(景観まちづくり協議会名)

新町通りまちなみ委員会

会長 様

(行為者) 住 所

氏 名

私が計画しています下記の行為が、貴 新町通りまちなみ委員会の計画
内容に適合しているか審査していただきたく行為の承認を申請します。

1 行為の場所 白山市

2 行為着手予定年月日 令和 年 月 日

3 行為完了予定年月日 令和 年 月 日

4 行為の内容 (内容を具体的に記入)

5 添付書類 計画平面図、計画立面図、チェックシート他

景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

【鶴来新町通り】（まちなみ景観形成基準）

項目	まちなみ景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
建築物等に関する事項			
位置	• 建築物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。		
高さ	• 通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。		
形態 ・ 意匠	屋根 • 屋根形状は切妻・平入りを基本とする。 色彩 • 原色を避け、周辺のまちなみと調和に配慮する。		
材料	• 素材は、高質で自然な感じが伝わるものとし、周囲のまちなみ景観とも調和するよう配慮する。		
門扉・垣	• 門・柵・扉・垣は、建物と一体感のあるデザインとし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。		
設備	• 屋外の設備機器は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。		
その他	• 車庫は、シャッターを木製またはこれに類するものとする。		
土地利用に関する事項			
駐車場	• 屋外駐車スペースは、沿道から見えないよう、垣または柵・生垣等により遮蔽する。		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

【鶴来新町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
建築物等に関する事項			
建物用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる建築物等を建築してはならない。 <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項各号に定めるキャバレー等、ナイトクラブ等、低照度の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等（ただし、待合、料理店、カフェーを除く）、ぱちんこ屋等、スロットマシーン、テレビゲーム店等その他これらに類するもの。</p> <p>2) 同法第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」の店舗等（俗称「ラブホテル」等）。</p> <p>3) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定する勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これに類するもの。</p>		
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置する場合は、建築物の外観、色彩及び周囲のまちなみとの調和に配慮し、かつ、一個所にまとめる。特に、個人の営利を重視し、まちなみの見通しや連続性を著しく妨げたり、歩行に支障を来すおそれのあるものは設置しない。 ● 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。 ● 時間の経過とともに劣化や退化することなく、味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。 ● 屋外駐車場の案内・サインは1m²以内とする。 		
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。 		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

【鶴来新町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
土地利用に関する事項			
空き地・空き家の処置	<ul style="list-style-type: none"> 都合により当該建築物または敷地を空き家または空き地とする場合、事前（概ね3か月）にまちなみ委員会※に届け出、必要に応じて今後の活用方策等の協議を行う。 		
その他			
半公共空間 (沿道空間) の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 半公共空間には、できるだけ、屋外アートを配置するように努める。 自宅または自事業所等前の街路灯・ストリートファニチャー(街具)は、できる範囲で清掃し、破損等の異常事態を発見した場合は、至急、まちなみ委員会に報告する。 自宅または自事業所前の沿道空間は、清掃を怠らず、ゴミや汚物等の放置をしない。 自宅または自事業所等が有する沿道の植栽は、ゴミの放置、枯葉などのないよう、まちなみ修景に最小限の手入れを行う。 		
賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> まちなみ委員会が主催・共催するまちづくりイベントには、積極的に参加、協力する。 個人の利益のため、近隣に不快感を与えるような営業活動等は行わない。 		

※ まちなみ委員会：まちなみ形成に取り組む住民組織（鶴来新町通り地区）

備 考

- 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
- ※欄は記入しないでください。

6

お問い合わせ・事前相談先

届出等に関するお問い合わせ、事前相談は下記にお願いします。

■計画に関するお問い合わせ、事前相談

担当課	白山市建設部都市計画課
所在地	〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
電話番号	076-274-9558
FAX番号	076-274-4188
電子メール	keikaku@city.hakusan.lg.jp